

第 8 回 NGO/NPO・企業環境政策提言募集

NGO/NPO・企業環境政策提言推進委員会
平成 21 年 1 月

募集期間：平成 21 年 1 月 20 日～平成 21 年 3 月 24 日（64 日間）

詳細 URL：http://www.env.go.jp/press/index.php E-mail：epo@env.go.jp

はじめに

地球温暖化の影響が世界各地で顕在化しつつある今日、環境問題は言うまでもなく、21 世紀に生きる人類にとって最大の課題として認識されるようになりました。特に平成 20 年度は、京都議定書の約束期間が始まり、また我が国で開催された G8 北海道洞爺湖サミットにおいて地球環境問題が主要議題として議論されるなど、地球温暖化をはじめとした環境保全の一層の取組の推進が求められております。また、金融危機を契機とした世界経済が低迷しているなか、環境保全を基軸として経済社会の活性化を図るいわゆる「グリーン・ニューディール」政策・体制の推進が、世界的な主要課題となっています。

このような状況下、環境政策の立案や実施に当たって、幅広い関係者の参加と合意を図ることの重要性はますます高まっており、環境省は、市民・NGO/NPO、企業、行政との連携・協働により、課題の解決を図っていくことを目指しています。

「NGO/NPO・企業環境政策提言推進委員会」では、「民」の発想を実際の政策に生かすことを目指して、平成 13 年度から環境政策提言を募集・選考しています。

また、このプロセスへの参加は、環境政策を自ら考える機会ともなり、NGO/NPO・企業の政策提案能力の向上するようなプロセスになることも期待しています。

第 8 回になる今回も、下記の通り NGO/NPO・企業からの環境政策提言を募集します。

環境省では、毎年度「重点施策」として、力を入れて取り組まなくてはならない課題を明らかにして政策展開を図っています。

平成 21 年度は、以下を重点施策とし、NGO/NPO、企業、地方自治体、産業界、国民各層の「参加と協働」により、持続可能な社会に向けた統合的取組の展開を目指していきます。

- ・ 環境を通じて経済社会を活性化し、雇用を生み出す「緑の経済と社会の変革」
- ・ 低炭素日本、低炭素世界という持続可能な社会の実現
- ・ 自然と人間が共生する社会の実現
- ・ 資源を繰り返し活かす循環社会への転換
- ・ 安心して暮らせる安全で豊かな環境の確保

こうした政策課題の解決に役立つような提言が数多く応募していただけることを期待しています。

なお、優秀な政策提言については、平成 21 年 5 月（予定）に開催する「NGO/NPO・企業環境政策提言フォーラム」の場で発表していただく機会を設けます。

またフォーラムで発表された優秀提言の中から、実現可能性の高い提言については、環境省と提言

団体が協力して、事業化に向けてのフィージビリティ調査を行うこととしており、政策への反映を支援していきます。また、提出された政策提言については、現在環境省で検討を進めている「緑の経済と社会の変革（日本版グリーン・ニューディール）」においても参考にさせていただきます（<http://www.env.go.jp/guide/info/gnd/> において 2 月 16 日までアイデア・意見募集中。）

1. 応募資格

NGO／NPO 及び企業

- ・ 業界団体や研究所などのシンクタンクも応募可
 - ・ 協同組合、労働組合、商工業組合なども応募可
 - ・ NGO／NPO の場合、法人格を持たない任意団体も応募可
 - ・ 企業・地方自治体・大学等内のグループも応募可
- * その他、詳しくは事務局までお問合せください。

2. 募集内容・テーマについて

新規の政策提言、既存の政策・制度の運用方法等をより良くしていくための提案等について募集します。募集する政策の内容・テーマは、特に限定しません。民間の視点から重要と思われる政策をご提言ください。より多くの提言の政策への反映を目指すため、上記、環境省の重点施策をご参照ください。

3. 審査について

「NGO／NPO・企業環境政策提言フォーラム」で発表していただく提言を委員会が選考するにあたっては、その提言が持続可能な社会の実現に寄与することを前提に、以下の基準から審査いたします。

1) 必要性・緊急性

政策提言の目的・目標が、個人や社会のニーズに応えるものであること。早急に対策を講ずべき課題であること。

2) 現状把握の的確性

政策提言のテーマについて、状況と問題点を的確に把握し、それらを分析し、解決すべき課題を設定できていること。

3) 先駆性・新規性

政策提言が、独創的な発想を含んでおり、これまでにはない新しい取り組み、方法論などを提示していること。

4) 有効性

政策提言の実施により、環境の改善や取組の向上など適切な効果が得られること。

5) 説得性・合理性

課題の解決の方法や手段が説得力を持ち、合理的であること。

6) 実現可能性

提言が、現状に照らして実施可能性が高いこと。

7) パートナーシップ形成・促進の可能性、役割分担の明確化

政策提言の実施において、市民・NGO／NPO・企業・行政など様々な主体の間のパートナーシップが形成または促進される可能性があること。また、主体間の役割分担が明確なこと。

なお、審査の過程で優秀提言の候補として、10件程度の政策提言については「NGO／NPO・企業環境政策提言推進委員会」でヒアリングを行うことを予定しております。また、提案審査の過程および結果については公開します。

4. 応募された提案について

応募いただいた政策提言は、広く情報公開することにより、以下のような形で社会に還元し、また実際の政策に反映されるよう、環境省のみならず、他省庁や地方自治体にも、働きかけます。

● 「NGO/NPO・企業環境政策提言フォーラム」の開催

寄せられた提言のうち優れたものについて発表していただく場としてフォーラムを平成 21 年 5 月（予定）に開催します。

● 提言実現に向けてのフィージビリティ調査の実施

寄せられた提言のうち特に優れており、実現可能性の高い提言については、環境省と提言団体が協力して事業化に向けてフィージビリティ調査を行い、政策への反映を支援していきます。

* 政策の実施段階においては、その実施を環境省請負業務で行うときは、原則として提言団体も含め、改めて競争的な課程を通じて適切な者を選定することになります。

● 「NGO/NPO・企業環境政策提言集」の発行

寄せられたすべての提言を掲載した提言集を作成し、関係の機関・地方自治体などに広く配布します。

● 「NGO/NPO・企業環境政策提言」及び、「地球環境パートナーシッププラザ（GEIC）」

ホームページへの掲載

寄せられた提言はすべて、「NGO/NPO・企業環境政策提言」（別途開設）及び地球環境パートナーシッププラザ（GEIC）（<http://www.geic.or.jp>）のホームページに掲載し、誰でも自由に閲覧できるようにします。併せて、閲覧、政策化する時に参照してもらいやすくするため、政策分野、政策の手法、応募者の所属等のカテゴリー別に検索できるよう、データベースを作成し、ホームページ内にて閲覧できるようにします。

● 地域での報告会

首都圏以外から選ばれた優れた提言に関しては、該当地域の地方ブロックで、報告会を開催する予定です。

5. 応募方法

所定の応募フォーマットに必要事項を入力し、電子メールまたは、郵送にて事務局までご提出ください。また郵送の場合は電子データを入れたフロッピーディスクも同封してください。

応募受付を確実にを行うため、事務局にて提言を受けつけた順に、応募者あてに受付確認書を送付致します。応募者においても、提言送付後、事務局から受付確認書が送付されたことを確認し、届かない場合は、必ず事務局に連絡してください。

* 募集要項および応募フォームについては、環境省（<http://www.env.go.jp/press/index.php>）のホームページよりダウンロードできるほか、全国 7カ所の地方環境パートナーシップオフィス、地方環境事務所にて入手できます。

* ウィンドウズ版の Word 文書形式にてご提出をお願いします。

☆ 応募期間 平成 20 年 1 月 20 日（火）～平成 20 年 3 月 24 日（火）（64 日間）

☆ 記載方法

* 「政策分野」「政策手段」の欄につきましては別紙に掲げてある例を参考にご記入ください。

* キーワード欄には提言内容の核となる特徴を端的に表すキーワード（例：エコ改修・市民発電・グリーンニューディール・市民参加型等）を 5 つ以内で、ご記入ください。

* 用紙の枠内に必ず収まるようお書きください。団体（組織）の概要 1 ページ、政策提言 3 ページにご記入願います。ページ数に収まる限り、枠を自由に移動してお書きいただいても構いません。

- * 団体・組織の活動または事業の概要は、必須事項と該当する部分に関して様式に収まる範囲でご記入ください。
- * 文字フォントは原則として「MS 明朝」（11 フォント）としてください。
- * パンフレット等はお送りいただいても構いませんが、提言の選考はフォーマットへの記入事項により行いますので、必要事項はフォーマット内に書き込むようにしてください。
- * 直接持参される場合は、締切日の午後6時までに事務局までお持ちください。

【参考：昨年度の優秀提言・優秀に準ずる提言】

優秀提言（2件）

○全国エネルギー予報と家庭向け省エネサポート

〔財団法人 省エネルギーセンター／株式会社 環境エネルギー総合研究所〕

エネルギー消費のターニングポイント及び変化量を予想するライフプランを作成するとともに、家庭内の用途別（主要機器別）エネルギー消費量、CO₂排出量の実績値及び予想値を表示するエネバロメーターを開発し、全国エネルギー予報を実施することにより、家庭におけるエネルギー消費を長期的に管理し、ライフスタイルにマッチした低炭素家庭を実現する。

○生物多様性保全のための企業とNGOのパートナーシップ形成支援政策

〔特定非営利活動法人 国際環境NGO FoE Japan〕

生物多様性保全のための企業とNGOの協議会を設立し、企業が生物多様性へ与える影響（直接影響、間接影響、社会貢献）において、企業がCSRとして生物多様性保全の取組を評価するための基準をNGOとのパートナーシップによって作成するとともに、教育ツールの作成と人材育成、普及のためのセミナー・コンサルテーションを実施する。

優秀に準ずる提言（3件）

○ワイルドライフマネジメントを志向した狩猟研究教育センターの創設を狩猟マイスター制度の導入

〔特定非営利活動法人 西興部村猟区管理協会〕

総合的な狩猟及び野生動物の保護管理・研究・教育活動の拠点としての狩猟研究教育センターを全国に創設し、狩猟者及び野生動物保護管理関係者の教育を行うとともに、各地域の野生動物保護管理のキーパーソンとなる「狩猟マイスター」を養成・認定することで、野生動物の被害対策と資源利用を両立させた次世代の地域主体の野生動物保護管理システムの確立を目指す。

○新グリーン電力基金を活用した自治体による家庭の二酸化炭素排出量削減

〔社団法人 環境創造研究センター〕

家庭の二酸化炭素排出削減を市町村が代替することにより、地域ごとの取組を「見える化」する。県が市町村ごとに管内の家庭から発生する二酸化炭素排出量に応じた納付金による基金を創設し、管内の家庭における削減量に応じて納付金を還付する仕組みを導入する。目標を上回った削減や削減が目標に満たなかった場合の調整手法として、現行の仕組みを見直した「新グリーン電力基金」を創設し、あわせて自然エネルギーの活用を図る。

○市民の手で「ご近所マーケット」を広げよう！

～地産地消を推進するための朝市ネットワークと流通システムの構築～

〔特定非営利活動法人 アクション・シニア・タンク〕

「地産地消」を推進することが、地域経済効果と豊かな生活環境、フードマイレージを減らすことによる地球環境保護にもつながり、しいては地方の自立を促進する有効な手段となる。このため、誰でもが歩いていける範囲に「ご近所マーケット」を設置し、これを市民の手で広げるための政策的支援の検討を行う。

- * 昨年度優秀提言として選定された提言については、環境省と提言団体が協力してフィージビリティ調査を実施し、

その政策化に向けた取り組みを進めています。

◆ 問い合わせ及先応募書類提出先

「NGO/NPO・企業環境政策提言推進委員会」事務局
環境パートナーシップオフィス内

担当：秋吉、星野

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 B2F
TEL 03-3406-5180 FAX 03-3406-5064 E-mail epo@env.go.jp
<http://www.env.go.jp/press/index.php>

〔参考〕 政策分野の区分例 (NGO/NPO・企業環境政策提言推進委員会 作成)

No.	政策分野	施策・事業の例
①	循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な資源循環型の社会経済制度、地域社会・組織の構築 (大量生産、大量消費型社会経済の見直し) ・ 個人、家庭、職場でのライフスタイルの見直し(節水、ゴミ減量化・分別、物品の再利用・長期利用、環境にやさしい物品購入など) ・ 資源の有効利用、省エネルギー、LCA ・ 廃棄物の発生抑制、分別、リユース、リサイクル、適正処分に関する制度や仕組み、組織、活動 ・ 不法投棄の防止 ・ 最終処分場の立地 ・ 再利用、リサイクル可能な製品の開発・普及(調査研究、技術開発)
②	地球温暖化の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温暖化防止対策に関する制度や仕組み、組織 (条約等の履行、活動温室効果ガスの排出抑制、排出権取引等) ・ 個人、家庭、職場でのライフスタイルの見直し (省エネ、徒歩励行、公共交通機関利用など) ・ ヒートアイランド対策(都市緑化など)など都市政策・地域政策 ・ 再生可能な自然エネルギーなどの技術開発と製品化と普及・推進 ・ 温暖化防止調査研究、モニタリング ・ 国際協力
③	地球環境問題への対応(持続可能な開発)	<ul style="list-style-type: none"> ・ オゾン層の保護、熱帯林等森林破壊、酸性雨、海洋汚染、砂漠化など ・ 途上国大都市の環境問題(公害、廃棄物など) ・ 国際的な対策、取組、国際協力 ・ 環境ODA ・ 地球環境研究、モニタリング
④	自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性の保全、生物多様性国家戦略 ・ 森林、緑地、海岸、里地、里山、湿地、身近な自然の管理と利用 ・ 野生生物の保護と管理、絶滅の恐れのある種の保護対策 ・ 自然とのふれあいの推進 ・ 自然環境保全に関する調査・研究、モニタリング ・ 自然再生・復元 ・ 動物の愛護と管理
⑤	空気・水・土の保全(公害対策)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水、大気、土壌等の典型7公害対策(再生、復元対策を含む) ・ 健全な水循環の確保 ・ モニタリング体制 ・ 調査研究 ・ 公害健康被害の予防と補償
⑥	化学物質対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学物質の環境リスクの評価・管理 ・ 有害化学物質の規制 ・ 化学物質のモニタリング ・ 調査研究
⑦	環境アセスメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境影響評価制度の充実 ・ 戦略的環境アセスメントの推進
⑧	社会経済のグリーン化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の自主的な環境保全活動の推進 ・ 環境に配慮した製品・サービスの開発・普及 ・ グリーン購入の推進 ・ 環境に配慮したグリーン産業と雇用の促進 ・ ISO14001、環境会計、環境報告書 ・ エコグッズ、エコポイント ・ 環境投資の推進、エコファイナンス ・ エコ・ビジネス、コミュニティ・ビジネス、グリーンジョブ
⑨	持続可能な地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境配慮型まちづくり、エコ改造、地域活性化 ・ 快適な環境(アメニティ)の確保 ・ 自然と調和した都市景観
⑩	環境パートナーシップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境問題の解決に向けた市民・企業・行政の協働手法 ・ 環境NGO・NPOへの支援(資金、人材育成、情報、ネットワークなど) ・ 中間支援のありかた(NPOサポートセンターなど) ・ 環境教育・環境学習・持続可能な開発のための教育(ESD) ・ 環境アドバイザー(環境カウンセラー)、環境ボランティア

注1) 上記の施策・事業は例示であって、これ以外の施策・事業であっても構いません。

注2) 例えば、平成17年度優秀提言の「全国の市町村に木造建築リデュース・リユースセンターを設置」は、①循環型社会の構築に加えて、⑨持続可能な地域づくりにも該当する。

[参考] 政策実現手段の区分例 (NGO/NPO・企業環境政策提言推進委員会 作成)

No.	政策実現手段	施策・事業の例
①	法律及び国際条約の 制定・改正 または司法的解決	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国等の既存または新規の法律、条例など 例：権利の設定または制限、環境規制（罰則を伴う義務） ・ 環境に関する条約 ・ 司法へのアクセス（訴訟等）、苦情処理
②	制度整備及び改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律に基づくか否かを問わない各種制度 例：各種環境計画、ボランティア活用制度、NPO/NGO 支援制度、環境管理制度（ISO 14001 など）、リサイクル制度、排出権取引制度、自然環境管理制度、NGO/NPO 中間支援制度
③	税制措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税（法人税、所得税等） ・ 地方税（市民税、住民税等） ・ 新税（環境税、市町村環境新税、ボランティア関連税、NPO 支援税） ・ 国際的な課徴金等
④	予算・資金措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金、助成金、課徴金、基金、融資など国などが企業や NGO/NPO 等の活動を支援または政策誘導する経済的措置 ・ 企業等が NGO/NPO・市民活動を支援する基金など ・ NGO/NPO の資金確保方法
⑤	施設等整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国や地方自治体が市民、NGO/NPO、企業等のために整備すべき施設 例：リサイクルセンター、環境学習センター、自然学校、エコタウン基盤整備、環境パートナーシッププラザ ・ 企業または業界団体などが広報または市民等のために整備する施設
⑥	調査研究、技術開発、 技術革新	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種調査研究 ・ IT など革新的技術開発を行う仕組み ・ 技術の普及、応用、活用
⑦	監視・測定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害や自然環境等をモニタリングする方法など 例：市民による大気・水質調査、緑の国勢調査、温暖化現象調査、国際的なモニタリング制度
⑧	環境教育・ESDの推 進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境教育・ESD学習の推進、促進、充実策 ・ 環境教育・ESDの場、機会の提供 ・ 環境教育・ESD推進のための組織、ネットワーク、ネットワーキング
⑨	組織・活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、地方自治体等の組織及び活動 ・ NGO/NPO の組織、市民団体の組織及び活動 ・ 企業、企業団体の組織及び活動 ・ 環境パートナーシップ形成方法 ・ ネットワーク、ネットワーキング、中間支援組織及び活動
⑩	人材育成・交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ NGO/NPO、企業、政府及び自治体等職員の人材育成方法（研修） ・ パートナーシップ形成のための人材交流 ・ 各種コーディネーターの育成 ・ 環境に関する新資格
⑪	地域活性化と雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ・ビジネス、社会的企業、エコ・ビジネスの促進 ・ コミュニティファンド ・ 地域通貨、エコポイントの促進 ・ 自然再生型の公共事業、グリーン産業による雇用の促進
⑫	情報管理、情報の開示 と提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境情報の収集及び提供、開示及び入手、管理等に関する方法 ・ 環境情報を入手等する場、交流方法 ・ IT を使った情報収集及び提供方法
⑬	国民の参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民参画 ・ 政策の立案過程への参加方法
⑭	国際環境協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境 ODA ・ 企業、NGO/NPO の海外での組織及び活動 ・ 海外環境保全団体、活動とのネットワーク及びネットワーキング

注) 上記の施策・事業は例示であって、これ以外の施策・事業であっても構いません。